

議案第17号 小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを改めるもの。

小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	改正